

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長 (以下「実施機関」という。) が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例 (平成 12 年岐阜県条例第 56 号。以下「条例」という。) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 1 月 11 日付けで実施機関に対し、「『その質問に対する回答と説明』の文書 (平成 21 年 3 月 11 日付 岐阜県警察本部長の裁決書 (留管第 213 号) に記載されている『その質問に対する回答と説明』) 」についての公開請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、対象公文書として、特定個人が刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律 (平成 17 年法律第 50 号。以下「刑事収容施設法」という。) に基づき提起した審査の申請に対する裁決書の決裁に際して作成された「審査の申請 (3 件) にかかる裁決について」を特定し、平成 23 年 2 月 28 日付け留管第 40 号で公文書部分公開決定 (以下「本件処分」という。) を行い、審査請求人に通知した。

実施機関は、本件処分において、申立人の氏名及び年齢、留置施設名、逮捕日に関する情報が条例第 6 条第 1 号に該当するとして非公開とした (以下、これらの部分を「本件非公開部分」という。) 。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 23 年 3 月 17 日付けで行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 5 条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会 (以下「諮問庁」という。) に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

処分庁は、本件対象公文書について過去に非公開決定 (存否応答拒否) をしておきながら、審査請求人が行政処分取消訴訟を提起すると、手のひらを反すように、あわてて存否応答拒否を撤回して本件処分を行ったものであり、敗訴にならないように自分の都合のいいように恣意的に情報公開を運用している、不当違法な処分である。

そもそも、本件対象公文書は刑事収容施設法の規定に基づき提起した書籍等の閲覧の禁止に係る審査の申請に対してなされた裁決書の理由部分の開示を求めたものであって、同理由

部分は行政不服審査法に規定するところの「判決は書面で行い、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印しなければならない」理由部分であるから、判決書に準じて本件非公開情報は秘匿することができず、必ず公開しなければならないものである。

判決書の理由部分に記載された申立人の氏名及び年齢等は、審査請求人が知りうる情報であるから非公開とする理由がなく、本件処分は取り消されるべきである。

そして、「本件条例（注：愛知県公文書公開条例）には、請求者が請求に係る公文書の内容を知り、又はその写しを取得している場合に当該公文書の公開を制限する趣旨の規定は存在しない。これらの規定に照らすと、本件条例5条所定の公開請求権者は、本件条例に基づき公文書の公開を請求して、所定の手続により請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求める法律上の利益を有するというべきである（平成14年2月28日最高裁判所第一小法廷判決。以下「平成14年判決」という。）」と判示されているのであるから、審査請求人が本件対象公文書の交付を受けることを求める法律上の利益を有していることは明らかである。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、特定留置施設に収容中の特定個人が行った3件の審査の申請に対し、実施機関が判決書の決裁用に作成したものであり、文中に審査請求人が求める「質問に対する回答と説明」の内容が記載されている。

2 本件処分を行った理由について

(1) 申立人の氏名及び年齢

特定個人の氏名、年齢に関する情報が記載されているものであり、特定個人を識別することができ、また、特定個人を識別することができないとしても、公開すると、個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第6条第1号に該当する。

(2) 留置施設名及び逮捕日に関する情報

特定個人が留置されている留置施設名及び逮捕日、勾留日に関する情報が記載されているものであり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報で、また、特定の個人を識別することができないとしても、公開すると、個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第6条第1号に該当する。

3 審査請求人の主張について

実施機関が過去に行った存否応答拒否の決定は、公文書公開請求書の記載から、特定の個人を指定した請求であると認められたため行った処分であるが、本件請求は特定の個人を指定した請求ではないことから、条例第7条第2項に従い、情報内の「個人の氏名、年齢及び特定の個人を識別することができることとなる部分」を除いて公開する公文書部分公開決定をしたものである。

また、刑事収容施設法又は行政不服審査法中には判決書の理由部分を公にする旨の規定はなく、また、判決書の理由部分を公にする慣行もない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公開請求の趣旨等について

審査請求人の公開請求の趣旨は、刑事収容施設法の規定に基づき提起された審査の申請に対して実施機関が行った特定の裁決に係る裁決書に記載されている「その質問に対する回答と説明」の内容がわかる公文書の公開を求めるものと認められる。

本件請求に対して実施機関が特定した対象公文書は、当該審査の申請に対し、実施機関が裁決書の決裁用に作成したものであり、当該審査の申請を行った者と留置担当官とのやりとりの記載が含まれている。

2 本件処分に係る具体的な判断について

(1) 条例第6条第1号本文及びただし書イの趣旨について

条例第6条第1号は、本文において、非公開情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

そして、本号ただし書イは、同号本文に規定する個人情報であっても、法令等の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、公開しても社会通念上個人のプライバシー等を侵害するおそれがないと認められる情報、又はおそれがあるとしても受忍限度の範囲にとどまるものと認められる情報であると考えられることから、公開しなければならないとする趣旨である。

(2) 本件非公開情報の条例第6条第1号該当性について

当審査会で検討したところ、本件非公開部分はいずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、同号本文に該当すると認められる。

そして同号ただし書イ該当性について、審査請求人は、行政不服審査法第41条第1項の規定を引用して、本件非公開情報は秘匿することができないものであると主張する。

しかし同項は、書面主義、理由附記義務及び記名押印義務という裁決の方式を規定しているに過ぎないのであって、これを公開する旨の規定であるとは認められない。同法の他の条項にも裁決書の理由部分又は裁決書そのものを公にする旨の規定は存在せず、また、これらを公にするという慣行も認められないため、本件非公開部分は条例第6条第1号ただし書イには該当しない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が本件対象公文書について過去に非公開決定（存否応答拒否）をしておきながら本件では部分公開決定を行っていることについて、恣意的に情報公開を運用する不当違法な処分であると主張する。

これについて当審査会で検討したところ、実施機関が過去に存否応答拒否の決定を行った際の公文書公開請求は、特定の個人を指定して関係公文書の公開を求める趣旨であり、対象となる公文書が存在しているか否かを答えることで、特定個人に関する特定事実の有無を回答することと同様の結果を生じさせ、これは条例第6条第1号で規定する非公開情報を公開

することになるものであったと認められた。

条例第5条は、何人に対しても等しく公開請求権を認めており、請求者が誰であるか、又は請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別の事情によって当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではないため、特定個人を指定した過去の請求に対してなされた存否応答拒否の決定は妥当であったと認められる。

一方、本件請求は、特定の個人を指定した請求ではないことから、本件非公開部分を除くことにより個人を識別することができなくなり、公開しても個人の権利利益が害されるおそれはないものとして認められる。よって、実施機関が条例第7条第2項の規定に従って部分公開決定を行ったことは妥当である。

なお、審査請求人が意見書において引用する平成14年判決は、公文書非公開決定取消訴訟において実施機関により非公開とされた公文書が書証として提出されたとしても、当該決定の取消しを求める訴えの利益は消滅しないとされた事例であり、本件とは争点が異なるので、その援用は妥当でない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成23年4月11日	・ 諮問庁から諮問を受けた。
平成23年7月29日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成23年8月10日	・ 審査請求人から意見書を受領した。
平成23年8月29日 (第100回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成23年9月26日 (第101回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)